

件を満たす場合に限り表示できます。

○2か国の場合

【例外①】 又は表示

製造地表示の場合は、
(アメリカ製造又は国内製造)

名 称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉 (アメリカ産又は国産)、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

○3か国以上の場合

【例外①】 又は表示

・製造地表示の場合は、
(アメリカ製造又はカナダ製造又はデンマーク製造)

名 称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉 (アメリカ産又はカナダ産又はデンマーク産)、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

【例外②】 大括り表示

・製造地表示の場合は、(外国製造)
・国産と混合がある場合は、
(輸入、国産)、(外国製造、国内製造)

名 称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉 (輸入)、豚脂肪、…

【例外③】 大括り表示＋又は表示

・製造地表示の場合は、(国内製造又は外国製造)

名 称	ウインナーソーセージ
原 材 料 名	豚肉 (国産又は輸入)、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

◆主な原材料が国産品の場合は「国産」等と表示し、輸入品の場合は「原産国名」を表示します。
ただし、国産品にあつては、「国産」の表示に代えて以下のような表示が可能です。

- 農産物…都道府県名その他一般に知られている地名
- 畜産物…主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 水産物…生産(採取及び採捕を含む)した水域名、水揚げした港名、水揚げした港または主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
また、輸入された水産物の場合は、原産国名に水域名を併記することができます。

【ご存知ですか？】

◆産地名の意味を誤認させる表示は禁止されています。

食品のPR表示などで、「A県産あじの開き」のように産地を強調表示する場合には、A県が製造地なのか、原料の原産地なのかを明確にしなければなりません。

例えば、A県は製造地で、あじの原産地がB国の場合、一括表示欄で原料原産地表示を行うとともに、A県が製造地である旨を表示します。

《悪い例》

A県産
あじの開き

右のように改善

《改善例》①～③のいずれかの方法で記載

①製造地、原料原産地名を明記

あじの開き
製造地：A県
原料原産地：B国

②A県は製造地である旨を記載

あじの開き
(A県製造)

③産地名に関する強調表示をしない

あじの開き